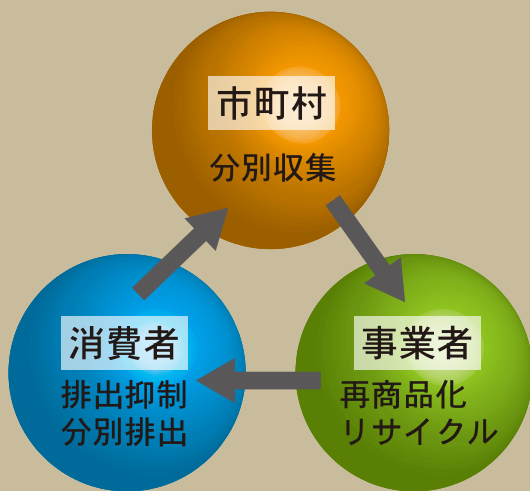


容器包装リサイクル法による役割分担



資源ごみのリサイクルの流れ



①分別して収集された資源ごみは、再度、内鍋清掃センターの作業員によって確認され、細かく分別されます。



②分別後は、それぞれの資源ごとにリサイクル業者に引き取ってもらうために商品化されます。



③引き取られた資源ごみは、新たな資源として活用され、売却金などが内鍋清掃センターの運営経費に充てられます。

特集

混ぜればごみ、分ければ資源

私たちの毎日の生活から出されるごみ。本市では、市民の皆さんのご協力により分別収集されることで、その一部が資源として再利用され、また売却したお金が内鍋清掃センターの経費に充てられるという運営がなされています。その一方で、十分な分別がされていないことが原因で余分な経費が発生しているという問題もあります。今回の特集では、本市のごみ収集に関する問題に注目しました。

県内19市の中で一番多いごみの排出量

令和元年度の実績を見ると、本市の1人1日当たりのごみの排出量は111.4gで、県内19市の中で一番多くなっています。ごみの収集体制が充実していることや身近な場所に内鍋清掃センターがあり、ごみを持ち込みやすいことなどが要因として考えられますが、ごみの量が多くなると、処分経費がかかることやごみの分別に関するさまざまな問題も発生しています。

容器包装リサイクル法に基づく分別

私たちが普段排出するごみは、

大きく分けて燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ(12種類)に分別しています。

特に細かく分別を行っているのが資源ごみ。この資源ごみの中でも、家庭ごみの約6割(容積比)を占めるとされている容器包装廃棄物(ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、アルミ缶など)の分別は、「容器包装リサイクル法」という法律に基づいて行われています。

この法律が制定された当時(平成7年)、家庭から出されるごみの最終処分場が不足するという状況でした。そこで、容器包装廃棄物について法律を定め、リサイクルすることによって廃棄物の減量を図ることとされました。

「ごみ」を「資源」に、そして収入源へ

分別された資源ごみは、その

容器包装リサイクル法が制定される以前は、容器包装廃棄物の処理を市町村だけが全面的に責任を担っていました。しかし、法律が制定されたことで消費者(市民の皆さん)は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者(容器の製造事業者・容器包装者)を用いて中身の商品を販売する事業者)は再商品化(リサイクル)するという、3者の役割分担が明確に定められ、3者が一体となって容器包装廃棄物の削減に取り組むことが義務付けられました。

大部分が新たな商品や製品などの「資源」として生まれ変わり、再利用されています。例えば、ペットボトルはシャツや布団などの繊維製品として、新聞や雑誌などは再生紙として再商品化されます。

また、資源ごみで出された紙類や鉄類は業者に売却され、ペットボトルや廃プラスチックなどは容器包装リサイクル協会などの業者へ持ち込まれ、拠出金として南薩地区衛生管理組合の収入源になっています(2ページ参照)。

混ぜるとただのごみ

きちんと分別すると資源ごみとなりませんが、十分な分別がさ

●資源ごみの売却金と拠出金(枕崎市分)

	ごみの種類	令和2年度
資源ごみの売却金	鉄類(スチール、アルミ)	787万6,042円
	紙類(段ボール、新聞紙、雑誌その他の紙、紙パック)	133万8,616円
	その他(発泡スチロール、一升びん・ビールびん等の生きびん)	13万3,196円
	計	934万7,854円
リサイクル協会からの拠出金	ペットボトル	62万7,634円
	廃プラスチック	7,043円
	計	63万4,677円
合計		998万2,531円

れず燃えるごみに混ぜて捨てられると、ただのごみとして焼却処分され、その分、焼却経費も掛かります。また、分別されて出される資源ごみの中には、食品などの汚れやペットボトルの中の飲み残しが十分に水洗いされておらず、袋の中で他のごみに汚れが付いてしまっている状態を持ち込まれてくるものがあります。このような場合は資源としての価値がなくなってしまうため、分別されていてもまとめて廃棄処分されます。

「混ぜればごみ、分ければ資源」と言われるように、私たちの分別次第でただのごみになるか、資源として再利用されるかが決まります。